

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格取得日の記録を平成7年4月16日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②について、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社C支店における資格取得日の記録を平成9年6月16日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月16日から同年5月16日まで
② 平成9年6月16日から同年7月1日まで

平成4年から12年までB社C支店に勤務し、その期間に、社命により管理栄養士として2か所の病院に異動したが、その際の期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。申立期間①について、A病院には、7年4月16日から勤務したが、厚生年金保険には同年5月16日から加入した記録となっている。申立期間②について、D病院の厚生年金保険は、9年6月21日に被保険者資格を喪失し、同年7月1日にB社C支店で取得した記録となっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社C支店及びA病院の回答、申立人の前任として同病院に勤務した同僚の回答及びオンライン記録から判断すると、申立人は、出向先である同病院及び出向元であるB社C支店に継続して勤務し(平成7年4月16日にB社C支店からA病院に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、申立人のA病院における平成7年5月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A病院は、不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、B社C支店の回答及び同社から提出された平成9年7月分の給与明細の写しから判断すると、申立人は、出向先であるD病院及び出向元であるB社C支店に継続して勤務し（平成9年6月16日にD病院からB社C支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、申立人のB社C支店から提出された上記給与明細の写しの控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、B社C支店は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成9年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月から同年10月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

また、平成16年4月から17年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

さらに、平成21年7月から22年6月までの国民年金保険料については、若年者納付猶予により猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月から同年10月まで
② 平成16年4月から17年3月まで
③ 平成21年7月から22年6月まで

学生の頃は、春頃にA市役所において、失業時は、同市Bセンターにおいて申請免除の手続をしている。免除が認められなかったという案内は一度も届いたことは無い。申立期間が学生納付特例、申請免除、若年者納付猶予となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間①に係る学生納付特例の申請は、平成15年12月に行われていることが確認でき、申立期間当時は、制度上、申請日の属する月の前月より前に当該特例期間を遡って承認することはできなかったことから、申立人は、当該申請において、国民年金保険料の当該特例の承認がされなかったものと推認できる。

また、申立期間②については、申立人は、当該期間、その母親と同一世帯であり、保険料の免除が承認されるためには、世帯員である申立人とその母親の所得が、免除基準内であることなどが必要であるが、その母親の平成15年分の所得は、免除基準額を超えており、仮に申立人が免除申請を行ったとしても、全額免除は承認されなかったものと考えられる。

さらに、その母親の所得は、半額免除の基準内であったが、申立人は、国民年金保険料の半額を納付したことは無いと述べていることから、申立人が、当該期間の免除申請を行ったものと推認することは困難である。

加えて、申立期間③については、申立人が所持している平成20年度の国民年金保険料免除・納付猶予申請書の申立人控えで、継続申請を希望しているこ

とが確認できるが、年金事務所から提出された免除等の関係書類に、雇用保険被保険者離職票を添付し、免除申請されていることが確認でき、申立人が所持している当該申請書にも記載があるように、失業・倒産・事業の廃止など所得要件以外の理由による申請の場合は、継続申請の対象とならないことから、継続申請の取扱いが行われていなかったものと考えられる上、年金事務所等から数回にわたり、納付勧奨等が行われていることが確認できることから、当該期間の若年者納付猶予申請が行われていなかったものと推認できる。

このほか、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料のそれぞれの免除申請を行ったことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の免除申請を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

また、申立期間②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

さらに、申立期間③の国民年金保険料を若年者納付猶予により猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から平成2年3月まで

A市役所で年金手帳を作ってから、納付書が来ていれば、毎月、きちんと支払っていた。しかし、B市に引っ越してから、まとめて未納分の納付書が送られてきたので、預金通帳から、7万円から8万円くらいを支払ったと思う。申立期間を保険料納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年5月頃に払い出されていることから、申立期間の大部分は、時効により納付できない期間であり、申立人は直近2年分の過年度納付保険料についても、A市在住中に未納分の納付書を受け取った記憶は無く、まとまった保険料を納付した記憶も無いと述べている。

また、申立人は、平成5年1月にB市へ転居した後に送られてきた未納分の国民年金保険料の納付書で、7万円から8万円くらい支払ったと主張しているが、オンライン記録及び同市の国民年金被保険者名簿から、種別変更処理がされたことにより未納保険料となった同年1月から同年3月までの期間及び6年1月の保険料がいずれも過年度納付されていることが確認できる上、申立人は、まとめて国民年金保険料を納付したのは同市役所で一度だけと述べていることから、当時納付された保険料は、申立期間以外の5年1月から同年3月までの期間及び6年1月と考えるのが自然である。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情が見当たらないほか、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 1018

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月

会社を退職後に社会規範に厳格な父親の指導の下、一緒にA市役所に行き、父親が加入手続をした。保険料はその場で現金で納めたので、申立期間が未加入で未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後の昭和57年10月頃に申立人の父親と一緒にA市役所に行き、その父親が国民年金の加入手続をしたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の周辺の国民年金被保険者の加入状況から、60年6月頃に払い出されていることが推認され、同市役所の申立人に係る国民年金被保険者名簿及びオンライン記録の資格取得日が同年6月1日と一致する上、その時期を基準とすると、申立期間は未加入期間のため国民年金保険料を納付できない期間であり、同市役所から申立人に対して保険料の徴収は無かったものと考えられる。

また、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続したとする父親も既に亡くなっており証言が得られない上、申立期間当時、申立人について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月 6 日から 50 年 2 月 28 日まで
② 昭和 50 年 3 月 15 日から 51 年 3 月 20 日まで
③ 昭和 51 年 4 月 1 日から 52 年 2 月 28 日まで

申立期間①について、A市のB社を退職後、C社「D店」の支配人の紹介で「E店」に就職した。給料は、手取り6万5,000円で保険料及び税金は会社持ちだという条件だった。本社は、F市で貴金属の売買をしていた「G社」で、同社の社長秘書が責任者として同店に来ていた。

申立期間②について、「E店」を退職し、同店の責任者の知り合いに紹介してもらい、H社（現在は、I社）に入社した。1年かけて旅行をするため、2、3日の連休が取れるよう、同社ではアルバイトとして勤務したが、仕事内容は正社員と全く同じだった。

申立期間③について、H社を退職後、上記の支配人の紹介で「J店」に就職した。同店は個人経営で、毎月经理士が給料計算をしており、私は厚生年金保険料、所得税等を引いた後の手取り額が15万円という条件で勤務した。

調査の上、申立期間①から③までを厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は「E店」で勤務していたので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいと申し立てしているところ、事業主は、「G社」及び「E店」は、K社の複数ある営業部門のうちの一つであると回答しており、オンライン記録によると、同社は厚生年金保険の適用事業所となっているが、申立期間①当時において同社の厚生年金保険被保険者は、事業主及び取締役のみであることが確認できる。

また、オンライン記録によると、「G社」及び「E店」は、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

さらに、申立人が「E店」の責任者であったとする「G社」の社長秘書は、申立期間①当時は別事業所において厚生年金保険に加入していたことが確認

できる。

加えて、申立期間①について、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

申立期間②について、申立人が記憶していた上司及び同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が、H社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、I社が保管している社会保険台帳によると、正社員だったと供述している上司及び複数の同僚は、厚生年金保険及び雇用保険に同時に加入していたことが確認できるが、アルバイトだったと供述する申立人は、厚生年金保険及び雇用保険の加入記録は確認できない。

申立期間③について、申立人は「J店」で勤務していたので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいと申し立てている。

しかしながら、料理飲食店などのサービス業は、制度上、厚生年金保険の非適用業種となっていることから、飲食業である「J店」は、厚生年金保険の強制適用事業所ではないと認められる上、オンライン記録において、同店が任意適用事業所であった記録は見当たらない。

また、申立人は、事業主及び同僚の記憶が曖昧であり、これらの者から、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①から③までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月頃から 37 年 7 月 1 日まで
② 昭和 37 年 8 月 22 日から 38 年 11 月頃まで

私は、昭和 36 年 6 月に運転免許を取得した後、父の友人で A 組合（現在は、B 組合）の参事だった C さんに誘われ同組合に就職し、2 年くらい勤務した。しかし、農林漁業団体職員共済組合の加入記録は 37 年 7 月 1 日から同年 8 月 22 日までの期間の 2 か月となっている。当時の上司や同僚は、私が 2 年くらい勤務していたと証言しており、菜の花畑で同僚と撮った写真や長袖の洋服を着た職員慰安旅行の写真を所持しているので、加入期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時の上司、複数の同僚の証言及び申立人が所持している写真から、期間の特定はできないものの、申立人が、A 組合に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と同日の昭和 37 年 7 月 1 日に農林漁業団体職員共済組合員資格を取得している同僚は、「A 組合には、昭和 37 年 3 月に行われた高校の卒業式の翌日から勤務した。」旨供述しており、複数の同僚も加入日より前から A 組合で勤務していた旨供述している。

また、B 組合の人事担当者は、「保存期限の経過等により当時の関係書類が無いため、申立人の当該期間における勤務実態及び掛金の控除については不明であるが、元事務担当職員から、資格取得については、採用と同時に加入手続をしていなかったと聞いたことがある。」旨回答していることから、A 組合は、当時、職員を採用と同時に農林漁業団体職員共済組合に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

申立期間②について、申立人が自身の方が先に退職したと供述している同僚の農林漁業団体職員共済組合員資格喪失日は、昭和 37 年 8 月 31 日であり、当該同僚は、「転職するために A 組合を退職し、間もなく次の事業所で働き始めた。」旨供述しているところ、同年 9 月 21 日に転職先の事業所で厚生年金保険

被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、農林漁業団体職員共済組合が保管しているA組合に係る組合員資格取得届及び資格喪失届により確認できる申立人の資格取得日及び資格喪失日は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間において、農林漁業団体職員共済組合に係る掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が農林漁業団体職員共済組合員として申立期間の掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月頃から同年 10 月頃まで

A社B支店に申立期間において勤務し、C金庫本店で清掃業務を行っていた。当時 50 歳代後半のD氏が主任で、そのほかに女性を含め 4、5 人で勤務しており、給料は同氏から手渡されていた。私は、正社員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人は、A社B支店において正社員として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立期間にA社B支店において厚生年金保険被保険者記録がある同僚は、死亡又は連絡先が不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について証言を得ることができない。

また、A社B支店は、「申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等の資料は、保管されていないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除については不明である。C金庫本店の清掃業務については、当時から委託を受けていた。現在、管理部門に正社員はいるが、清掃業務はパートのみが行っている。当時も清掃業務はアルバイト、パートのみだったと思われる。」旨回答している。

さらに、申立期間当時、A社B支店の給与計算を兼務していたE社F支店の総務担当者は、「申立人の記憶は無いが、C金庫本店で清掃業務をしていた従業員の給与計算をしており、給料は時間給で計算し、所得税のみ控除してチップを通して渡していた。厚生年金保険料は控除していなかった。」と供述している。

加えて、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人が覚えている「主任のD氏」の氏名が見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 21 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 36 年 7 月 16 日から 39 年 2 月 1 日まで

A社B工場を辞めた時、厚生年金保険被保険者証の交付を受け、次の会社へ出すように言われC社D工場へ提出したことをはっきり覚えているが、この期間が脱退手当金の計算から漏れている。また、E社退社後の昭和 39 年に出産しており、脱退手当金が支給されたとする頃はまだ安静を保つ時期であり受け取ることはできなかつたし、受け取ったことも無いので、支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたE社において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 39 年 2 月 1 日の前後 2 年間に資格喪失した同僚のうち、脱退手当金受給資格を満たす女性 45 名の支給記録を調査したところ、27 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 21 名が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がされている上、同日に支給決定されている者が複数存在することから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 39 年 7 月 10 日に支給決定されており、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。